

第 1 章 労働委員会の概要

第 1 節 労働委員会

労働委員会は、都道府県の必置機関であり（地方自治法第180条の5第2項及び労働組合法第19条の12第1項）、公益を代表する公益委員、労働者を代表する労働者委員、使用者を代表する使用者委員の三者同数（本県労働委員会の場合は、各側5名の計15名）で構成される合議制の執行機関です。

労働者委員は労働組合の、使用者委員は使用者団体のそれぞれ推薦に基づいて、公益委員は労働者委員及び使用者委員の同意を得て、都道府県知事が任命し、その任期は2年となっています。

労働委員会の職務権限は、(1)調整機能 と (2)判定的機能（準司法的機能）の二つに分けられます。

調整機能は、労働争議のあっせん、調停及び仲裁を行う機能です。あっせんは指名されたあっせん員（本県労働委員会の場合、公・労・使各側委員2名ずつ）によって、調停は公・労・使の三者委員で構成される調停委員会によって、仲裁は公益委員だけで構成される仲裁委員会によって行われます。

判定的機能（準司法的機能）は、①労働組合の資格審査（労働組合法第5条及び第11条）、②不当労働行為の審査（同法第7条及び第27条）、③公益事業の争議行為予告義務違反に対する処罰請求（労働関係調整法第42条）、④地方公営企業等における使用者の利益を代表する者の範囲に関する認定・告示（地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項）などを行う機能です。判定的機能は、公益委員だけで構成される公益委員会議によって行われます。

加えて、本県労働委員会では、平成14年4月1日から、知事の委任を受けて、個別的労使紛争についての相談及びあっせんを行っています。

第 2 節 委 員

本県労働委員会の第45期の委員は、次のとおりです。

第45期委員名簿（任期 令和5年8月20日～令和7年8月19日）

（令和6年12月31日現在）

区分	氏 名	現 職（又は前職）	在 任 期 間
公 益 委 員	◎山崎 真一郎	弁護士	平19. 8. 20～ 連 9 期
	○江藤 修一	(宮崎県労働委員会事務局長)	令 3. 8. 20～ 連 2 期
	金丸 憲史	特定社会保険労務士	平23. 8. 20～ 連 7 期
	山口 弥生	弁護士	平27. 8. 20～ 連 5 期
	八重尾 龍	弁護士	令元. 8. 20～ 連 3 期
労 働 者 委 員	中川 育江	日本労働組合総連合会宮崎県連合会 顧問	平25. 8. 20～ 連 6 期
	吉岡 英明	日本労働組合総連合会宮崎県連合会 会長	令元. 8. 20～ 連 3 期
	武井 大幸	全日通労働組合宮崎県支部 執行委員長	令 3. 8. 20～ 連 2 期
	高橋 章治	宮崎交通労働組合 執行委員長	令 5. 8. 20～ 新 任
	坂元 義孝	宮崎県電力関連産業労働組合総連合 会長	令 5. 8. 20～ 新 任
使 用 者 委 員	工藤 久昭	(宮崎経済同友会 顧問)	平25. 8. 20～ 連 6 期
	見戸 康人	(宮崎中央農業協同組合 監事)	平29. 11. 21～ 連 4 期
	河野 洋一	宮崎県経営者協会 専務理事	令元. 8. 20～ 連 3 期
	関本 泰三	株式会社宮崎信販 代表取締役社長	令 3. 8. 20～ 連 2 期
	税田 倫子	株式会社グローバル・クリーン 専務取締役	令 3. 8. 20～ 連 2 期

◎ 会長

○ 会長代理

第3節 あっせん員候補者

あっせん員候補者は、労働関係調整法第10条及び第11条の規定に基づき、本県労働委員会が委員及び県職員の中から委嘱しています。

労働争議が発生したときは、会長は、関係当事者の申請又は職権に基づいて、あっせん員候補者名簿に登載されている者の中からあっせん員を指名し、指名されたあっせん員があっせんを行います。

あっせん員候補者名簿

(令和6年12月31日現在)

氏名	現職(又は前職)
山崎 真一郎	公益委員 弁護士
江藤 修一	公益委員 (宮崎県労働委員会事務局長)
金丸 憲史	公益委員 特定社会保険労務士
山口 弥生	公益委員 弁護士
八重尾 龍	公益委員 弁護士
中川 育江	労働者委員 日本労働組合総連合会宮崎県連合会 顧問
吉岡 英明	労働者委員 日本労働組合総連合会宮崎県連合会 会長
武井 大幸	労働者委員 全日通労働組合宮崎県支部 執行委員長
高橋 章治	労働者委員 宮崎交通労働組合 執行委員長
坂元 義孝	労働者委員 宮崎県電力関連産業労働組合総連合 会長
工藤 久昭	使用者委員 (宮崎経済同友会 顧問)

氏 名	現 職（又は前職）
見戸 康人	使用者委員 (宮崎中央農業協同組合 監事)
河野 洋一	使用者委員 宮崎県経営者協会 専務理事
関本 泰三	使用者委員 株式会社宮崎信販 代表取締役社長
税田 倫子	使用者委員 株式会社グローバル・クリーン 専務取締役
日高 正勝	労働委員会事務局長
山本 宣博	労働委員会事務局 調整審査課長
西久保 泰子	労働委員会事務局 調整審査課課長補佐

第 4 節 事 務 局

労働委員会の事務を処理するため、労働組合法第19条の12第6項で準用する同法第19条の11第1項の規定に基づいて事務局が設置されており、事務局長及び事務局職員は、会長の同意を得て知事が任命します。

本県労働委員会の事務局の体制は下図のとおりであり、職員数は現員10名です。

事務局長 — 調整審査課長 — 課長補佐 — 紛争解決支援担当(7名)[注]
--

[注] 7名中1名は、商工観光労働部雇用労働政策課との兼務。